

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

神奈川区では、令和8年8月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、神奈川区
内及び隣接区にまたがるがけ地約 280 箇
所を調査します。土地に立ち入ることが
ありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査
します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した
作業員が調査します。身分証明書を携帯
し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの
方には調査のお知らせをポスト投函等
で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定
に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指
定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区
域を見直します。なお、調査結果は、令和9年度中に公表する予定です。

